

入札の注意事項

1 物品入札書について

- (1) 物品入札書は、「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意して下さい。うち、「物品入札書」には金額を記入してください（第1回入札用）。「物品入札書【再入札用】」は再入札を行う場合使用します。
- (2) 入札金額は、1箇月あたりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含めない額）を記入してください。

※入札金額を訂正した入札書は無効となります。

2 物品見積書について

物品見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。